新鮮市場きむら太田店

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により 聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとお り公告する。

平成21年1月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告 平成20年9月9日香川県公告(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 新鮮市場きむら太田店 高松市太田上町字皿井1087番地1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要
 - (1) 店舗は小学校、保育所、幼稚園等の文教施設に近いことから、それらに配意した交通安全 対策の徹底と、土日祝祭日の混雑時における交通整理誘導、店舗の案内表示等に配慮し、交 通渋滞の解消、交通事故防止対策の徹底に万全を期すこと。
 - (2) 市道における通行の安全確保を図るための方策を講じ、周辺の道路の適正利用促進に努めること(ごみ清掃、除草を定期的に行う等)。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要 該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
縦覧期間	平成21年1月15日(木曜日)から同年2月16日(月曜日)まで